

婚姻届を出された方へ

- 婚姻届出に伴う氏名変更等により、以下のお手続きが必要となる場合があります。
詳しくは、住所地の担当窓口へおたずねください（名古屋市以外にお住まいの方は制度が異なることがあります。）。

チェック	対象となる方	担当窓口	手 続 き な ど
☐	印鑑登録をされている方	市 民 課 1階 ⑤ 窓 口 (支所は市民係)	旧氏の印鑑で登録されていた方は、氏の変更により自動的に登録が廃止されます。 必要な場合は、再度登録申請をしてください。
☐	通知カードの交付を受けている方		氏の変更をした方は、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。
☐	マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方		氏の変更をした方は、新しい氏名を記載しますので、マイナンバーカード(住基カードを含む)をお持ちください(手続きには暗証番号の入力が必要です)。
☐	電子証明書の交付を受けている方		氏の変更に伴い、自動的に失効します。 再交付を希望する方は、マイナンバーカードをお持ちください(住基カードを利用した電子証明書の交付はできません)。
☐	住所変更をされる方		婚姻届出では、自動的に住所は変更されません。 引越しや世帯に変更がある場合は、その事実があった日から14日以内に住民異動届出をしてください。
☐	国民健康保険に加入している方、新たに加入・脱退する方	保 険 年 金 課 1階 ⑥ 窓 口 (支所は保険係)	今後も引き続き加入される場合、氏名変更等の手続きがありますので、国民健康保険証をお持ちください。新たに加入・脱退される場合は手続きをしてください。詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	後期高齢者医療被保険者の方 (「75歳以上の方」と「65歳から74歳で一定の障害がある方」)		氏名変更の手続きがありますので、被保険者証をお持ちください。
☐	・子ども医療証(子医療証) ・障害者医療証(障医療証) ・ひとり親家庭等医療証(親医療証) ・福祉給付金資格者証(福資格者証) をお持ちの方		各医療証等の氏名変更の手続きをしてください。 ひとり親家庭等医療制度を受けている方は、婚姻により受給資格がなくなりますので、資格喪失の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	年金制度に加入中の方	保 険 年 金 課 1階 ⑦ 窓 口 (支所は保険係)	第3号被保険者になる方は、配偶者の勤務先で手続きを行ってください。 第1号被保険者の方は、保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続申請を希望する申出を行っている場合は、担当窓口または年金事務所にて「配偶者状況変更届」を届出してください。
☐	年金受給中の方		手続きが必要な場合がありますので、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

(裏面もご覧ください)

チェック	対象となる方	担当窓口	手 続 き な ど
☐	・介護保険証、介護保険負担割合証 ・各種減額認定証等 をお持ちの方	福祉課 1階 ⑨ 窓口 (支所は福祉係)	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・外国人障害者給付金 を受けている方		氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・身体障害者手帳 ・愛護手帳(療育手帳) ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療(更生医療)受給者証 ・自立支援医療(精神通院)受給者証 ・特定医療費受給者証(指定難病) ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・通所受給者証 を持ちの方	福祉課 1階 ⑪ 窓口 (支所は福祉係)	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・敬老手帳 ・敬老パス を持ちの方		氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・児童手当を受けている方、受給資格者が変わる方 (中学校3年生までのお子様を養育されている方)	民生子ども課 2階 ① 窓口 (支所は保護・子ども係) ※公務員も派遣・出向等の理由により、市区町村への申請となる場合がありますので、必ず勤務先で確認してください。	氏名変更の手続き、新たな請求手続き、 手当の消滅手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・保育所・幼稚園等を利用する お子様がある方(教育・保育給付認定又は、施設等利用給付認定をお持ちの方)		氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	・児童扶養手当 ・市ひとり親家庭手当 ・愛知県遺児手当 を受けている方、または対象となる お子様	民生子ども課 2階 ① 窓口 (支所は保護・子ども係)	資格喪失届等が必要となります。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
☐	2輪の小型自動車及び2輪の 軽自動車を所有している方		愛知運輸支局で氏名変更等の手続きが必要です。
☐	3輪以上の軽自動車を所有している方		一般社団法人全国軽自動車協会連合会愛知事務 所で氏名変更等の手続きが必要です。

※住民票の変更(住所地以外での届出時)及び本籍地での戸籍の記載には、約1週間を要します。婚姻後の戸籍謄本等が必要な場合は、本籍地等へ届出内容をお伝えの上、ご確認ください。

※上記以外の手続きが必要な場合があります。詳細は担当窓口へおたずねください。